

第4章

計画の推進

- 1 推進体制
- 2 進行管理
- 3 財政上の措置
- 4 計画の見直し

環境基本計画の基本目標を実現するためには、この計画が着実かつ効果的に実施されるような仕組みや体制を整備するとともに、計画の進行管理を適切に行い、実効性を確保することが重要です。

このため、県の体制や、すべての主体の参加を促進するための体制を整備し、適切な進行管理等を行い、計画の推進を図ります。

1 推進体制

県の体制

この計画で示した環境の保全に関する施策の総合的、効果的な推進等のため、関係課からなる「環境マネジメントシステム推進委員会(仮称)」(以下、「EMS推進委員会」という。)を設置し、実施状況の点検、情報交換、調整等の機能の充実を図ります。また、重要な課題等については政策企画会議(知事主宰)で協議、調整を行います。

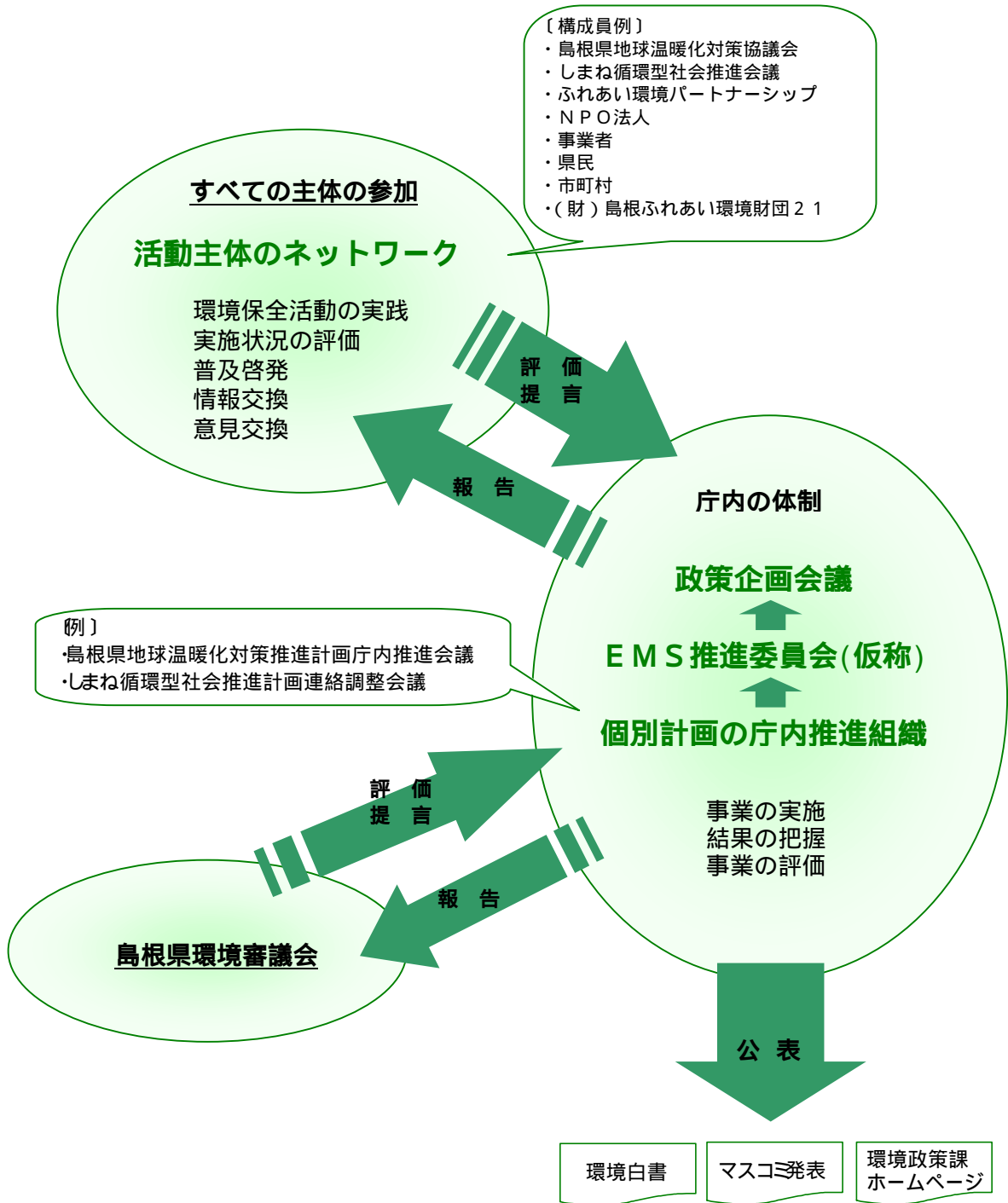
すべての主体の参加

この計画を推進するためには、県民、事業者、行政のすべての主体が共通の認識のもとで、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携・協力して環境保全活動に取り組む必要があります。

このため、個別計画等に基づく推進組織(島根県地球温暖化対策協議会、しまね循環型社会推進会議等)や「ふれあい環境パートナーシップ」、また、環境保全活動に取り組む県民、事業者、市町村によるネットワークを構築し、効果的かつ効率的な普及啓発、情報交換、意見交換等により各主体の取組の活性化を図ります。

また、広域的な環境問題や本県単独で解決できない問題については、国や他の地方公共団体との連携や国際的な連携を図ります。

推進体制、進行管理体制イメージ図

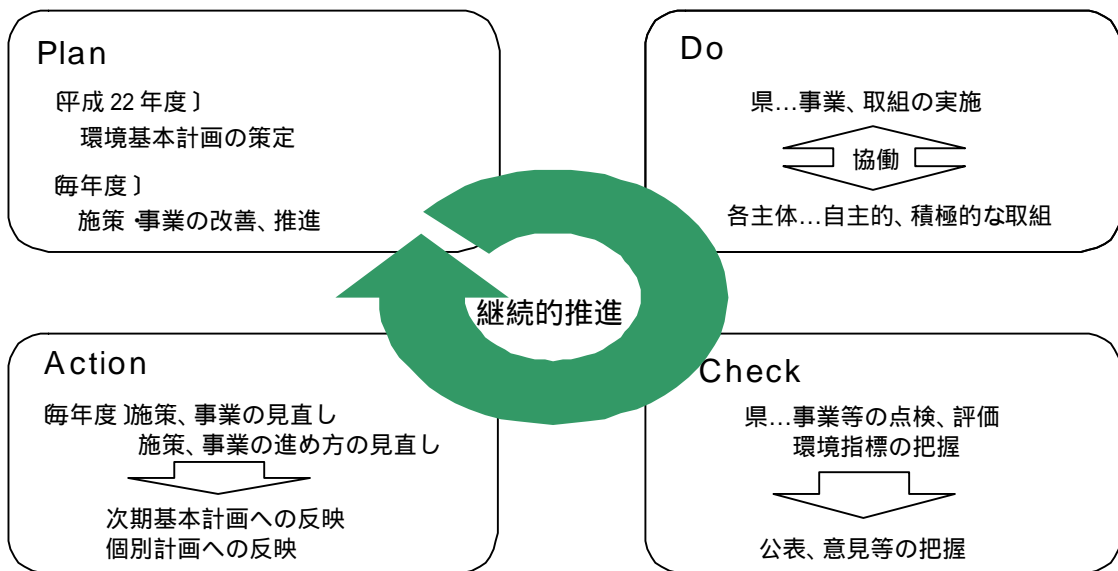


2 進行管理

県は、この計画に掲げた基本目標の実現のため平成 16 年度から導入した行政評価システムの活用、並びに環境マネジメントシステムの徹底を図り、施策の継続した推進を図ります。

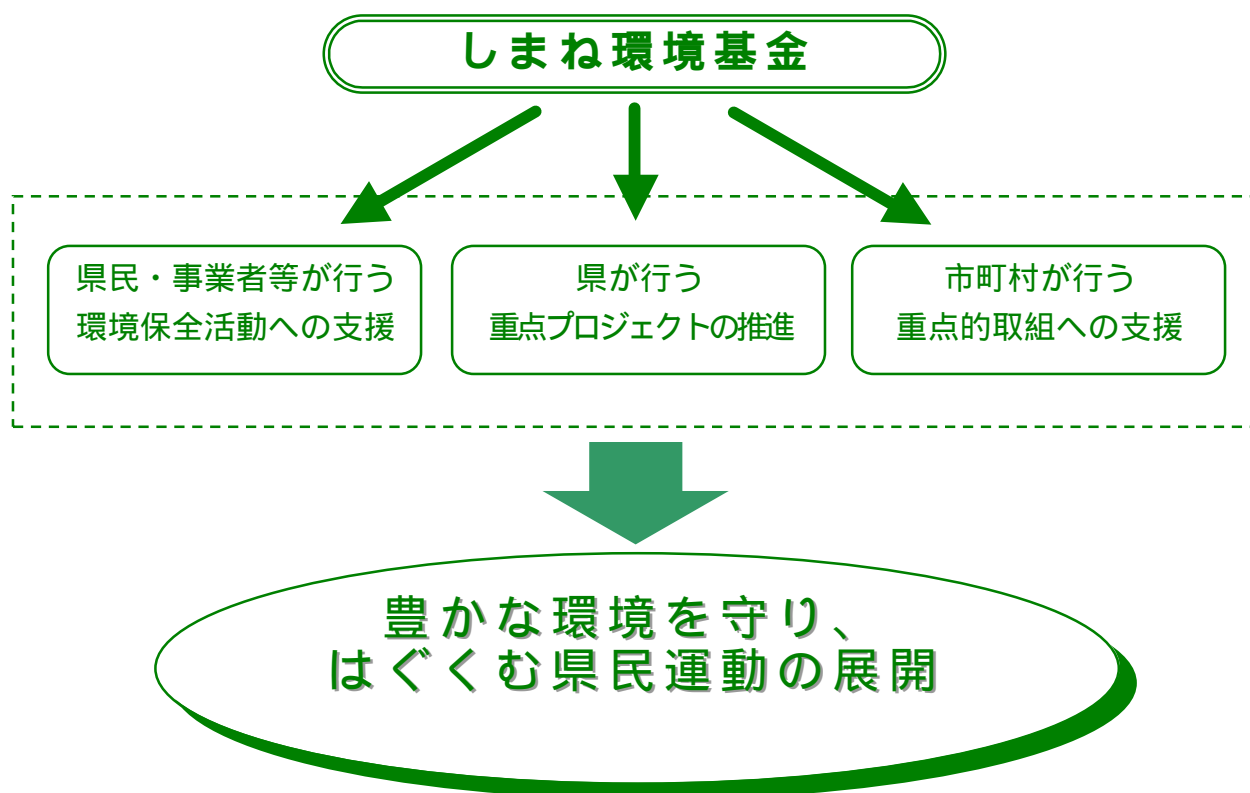
なお、施策や事業の進行管理については、第 3 章の重点プロジェクトで掲げた数値目標の達成状況や環境に関する現状把握を補完するために設定する環境指標の推移も活用します。

また、島根県環境審議会や各活動主体へ進捗状況等を公表し、評価や意見を求め、計画の推進に反映させます。



3 財政上の措置

この計画に掲げた施策を効果的に推進し、計画の実効性を図るため平成 10 年に創設した「しまね環境基金」を活用し、県民、事業者の自主的な環境保全活動を(財)島根ふれあい環境財団 21 を通じて支援するとともに、県、市町村が重点的に実施する環境保全施策の推進を図ります。



4 計画の見直し

この計画は、平成 22 年度（2010 年度）までを計画期間としていますが、この間の社会経済情勢の変化や環境に関する状況の変化等に柔軟かつ適切に対応するため、また、県政推進の基本指針である島根県総合計画の計画期間が平成 19 年度までであることから、必要に応じて計画の見直しを行います。